

ガラスにまつわるエトセトラ

妖精の森ガラス美術館 三浦 和

今回は10月から始まる次の展覧会のお知らせです。

現在開催中の展覧会「Glass Zoo ～ガラスの動物たち～」が10月8日（月祝）で終わり、休館日を挟んで10月10日（水）から「ひかりのかたち展」を開催します。

この展覧会はガラス美術館の妖精の森ガラス収蔵作品を公開する展覧会で、5回目の開催になります。今回は春期展覧会出展作家の本郷さん、夏期展覧会に参加していただいた加倉井さん、1月に制作に来ていただいた有永さんの収蔵作品を中心に展示します。

会期は来年3月下旬までと長いため、前期、後期に分けての開催です。

収蔵作品展で展示する作品はすべて妖精の森ガラスを使用した作品なので、展示照明を紫外線ライトに替え、光っている状態で展示します。他の展覧会でも一部の照明を紫外線ライトに替えて展示しているのですが、他のライトがあるためガラスの蛍光が弱く見えます。ひかりのかたち展は極力他のライトを減らして展示するので、はっきりと幻想的な蛍光が楽しめます。妖精の森ガラスの特徴がよく分かる展示です。この機会にぜひ一度ご覧ください。



前回の展示。壁際の展示作品は紫外線を当てて光っている。

お問い合わせ先 妖精の森ガラス美術館 電話(0868)44-7888

2019年4月1日から 「働き方改革関連法」が順次施行されます!

1. 時間外労働の上限が原則 **月45時間 年360時間** となります。臨時的・特別な事情がある場合でも、年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、2～6か月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定しなければなりません。

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は2020年4月1日～

2. 年10日以上の子休が付与されている労働者に、毎年5日時季を指定して子休を付与しなければなりません。

施行：2019年4月1日～

3. 同一企業において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は2021年4月1日～

その他にも改正点がありますので、詳細は岡山労働局HP または以下へ。

お問い合わせ先

1及び2
3

最寄りの労働基準監督署
岡山労働局雇用環境・均等室 電話(086)225-2017